

# 横須賀市報

第 1912 号

|      |     |                         |
|------|-----|-------------------------|
| 発行日  | 発行所 | 横須賀市小川町 11 番地<br>横須賀市役所 |
| 毎月   | 編集兼 | 横須賀市長                   |
| 10 日 | 発行人 | 上 地 克 明                 |
| 25 日 | 印刷所 | (有) 宮 村 印 刷 所           |

## 目 次

|                                               |       |
|-----------------------------------------------|-------|
| 条 例                                           |       |
| ◇手数料条例中一部改正.....                              | 15509 |
| 規 則                                           |       |
| ◇横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会規則中一部改正.....               | ”     |
| ◇横須賀市予防接種事故災害補償規則中一部改正.....                   | ”     |
| ◇横須賀市土地利用基本条例施行規則中一部改正.....                   | ”     |
| ◇適正な土地利用の調整に関する条例施行規則中一部改正.....               | 15510 |
| ◇特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則中一部改正.....     | ”     |
| ◇横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則等中一部改正..... | 15512 |
| ◇都市計画法等施行取扱規則中一部改正.....                       | ”     |
| ◇市街地における適正な土地の高度利用に関する条例施行規則中一部改正.....        | 15513 |
| 告 示                                           |       |
| ◇監査委員の退職について.....                             | 15514 |
| ◇監査委員の選任について.....                             | ”     |
| ◇指定居宅サービス事業者の指定について.....                      | ”     |
| ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について.....                   | ”     |
| ◇指定介護予防サービス事業者の指定について.....                    | ”     |
| ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について.....                   | ”     |
| ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について.....                    | 15515 |
| ◇地縁による団体の告示事項の変更について.....                     | ”     |
| ◇地縁による団体の告示事項の変更について.....                     | ”     |
| ◇健康増進センターの利用料金の額の変更の承認について.....               | ”     |
| ◇除却広告物等の保管について.....                           | ”     |
| ◇放置自転車等の移動について.....                           | 15516 |
| ◇地籍調査の実施について.....                             | ”     |
| ◇港湾施設の概要について中一部改正.....                        | 15517 |
| 公 告                                           |       |
| ◇介護保険料納入通知書の公示送達.....                         | ”     |
| ◇介護保険料の督促状の公示送達.....                          | ”     |
| ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達.....                      | ”     |
| ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達.....                      | ”     |
| ◇国民健康保険料の督促状の公示送達.....                        | ”     |
| ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達.....                     | ”     |
| ◇横須賀都市計画変更案の縦覧について.....                       | ”     |
| ◇開発行為の工事完了について.....                           | 15518 |
| ◇指定管理者の公募について.....                            | ”     |
| ◇横須賀都市計画変更案の縦覧について.....                       | ”     |
| ◇建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について.....                 | ”     |
| ◇指定管理者の公募について.....                            | 15519 |
| 上下水道局告示                                       |       |
| ◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について.....                   | ”     |
| ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について.....                   | ”     |
| 議 会 規 則                                       |       |
| ◇横須賀市議会傍聴規則中一部改正.....                         | ”     |
| 教育委員会告示                                       |       |
| ◇教育委員会定例会の招集について.....                         | 15520 |
| 選挙管理委員会告示                                     |       |
| ◇選挙人名簿への登録を行う日について.....                       | ”     |
| ◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について.....                 | ”     |
| ◇公職選挙法令執行行程中一部改正.....                         | ”     |
| 正 誤                                           |       |

## 条 例

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

### 横須賀市条例第42号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年横須賀市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 4 第19項第 6 号の 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

## 規 則

### 横須賀市規則第54号

横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会規則の一部を改正する規則

横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会規則（平成14年横須賀市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に改める。

第 5 条第 1 項前段中「手続き」を「手続」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

### 横須賀市規則第55号

横須賀市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

横須賀市予防接種事故災害補償規則（平成21年横須賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「4,670 万円」を「4,800 万円」に改め、同条第 2 号ア中「4,670 万円」を「4,800 万円」に改め、同号イ中「31,096,000 円」を「3,196 万円」に改め、同号ウ中「23,739,000 円」を「24,399,000 円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の第 6 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に発見された事故について適用し、同日前に発見された事故については、なお従前の例による。

### 横須賀市規則第56号

横須賀市土地利用基本条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市土地利用基本条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市土地利用基本条例施行規則（平成17年横須賀市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 項各号列記以外の部分中「第 8 条第 1 項第 7 号」を「第 8 条第 1 項第 8 号」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 墓地等の設置（特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例（平成14年横須賀市条例第41号。以下「特定建築等行為条例」という。）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する墓地等の設置をいう。）

第 2 条第 3 項第 1 号ア中「新築又は増築」を「建築」に改める。

第 4 条第 3 項第 4 号中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例（平成14年横須賀市条例第41号）」を「特定建築等行為条例」に改める。

第 6 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 農地法（昭和27年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地又は同項に規定する採草放牧地の造成事業に係る行為  
第 1 号様式（裏）を次のように改める。

第 1 号様式（裏）

|            |                   |                            |         |              |      |
|------------|-------------------|----------------------------|---------|--------------|------|
| 行為の目的      |                   |                            |         |              |      |
| 着手予定年月日    |                   | 年 月 日                      | 完了予定年月日 |              |      |
| 年 月 日      |                   | 年 月 日                      |         |              |      |
| 敷          | 区域の面積             | ㎡                          |         |              |      |
|            | 区画の変更             | 有（既存 区画／計画 区画）・無           |         |              |      |
|            | 地目の変更             | 有（変更後の地目）・無                |         |              |      |
|            | 造成行為              | 有（造成面積）・無                  |         |              |      |
|            |                   | 切土（面積                      | ㎡／最高高さ  | m）           |      |
|            | 盛土（面積             | ㎡／最高高さ                     | m）      |              |      |
| 地          | 造成後に30度を<br>を超える崖 | 有 ・ 無<br>（切土・盛土）（その崖の高さ m） |         |              |      |
|            | 一時的な土石<br>の堆積     | 有（面積                       |         | ㎡／最高高さ       | m）・無 |
|            | 堆積期間              | 年 月 日～ 年 月 日               |         |              |      |
| 建築物        | 建築物の建築            | 新築・増築・用途変更・その他（ ）          |         |              |      |
|            | 計画用途              | 既存用途                       |         |              |      |
|            | 計画棟数              | 棟                          | 既存棟数    | 棟            |      |
|            | 計画最高高さ            | m                          | 既存最高高さ  | m            |      |
|            | 計画敷地面積            | ㎡                          | 既存敷地面積  | ㎡            |      |
|            | 計画建築面積            | ㎡                          | 既存建築面積  | ㎡            |      |
|            | 計画延床面積            | ㎡                          | 既存延床面積  | ㎡            |      |
|            | 計画階数              | 地上 階<br>地下 階               | 既存階数    | 地上 階<br>地下 階 |      |
|            | 計画住戸数             | 戸                          | 既存住戸数   | 戸            |      |
|            | 建築物に接する地面の高低差     | 有（高さ m）・無                  |         |              |      |
| 工作物        | 工作物の築造            | 有（工作物の用途）・無                |         |              |      |
|            | 計画最高高さ            | m                          | 既存最高高さ  | m            |      |
| その他参考となる情報 |                   |                            |         |              |      |

備考 複数の建築物がある場合は、別紙で建築物別の概要を添付してください。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

横須賀市規則第57号

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則（平成17年横須

賀市規則第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「地区土地利用協定の締結手続き等」を「地区土地利用協定の締結手続等」に、「土地利用行為に係る手続き」を「土地利用行為に係る手続」に改める。

第 1 条中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 6 号」に改める。

第12条第 6 号アの表 7 メートル以上14メートル未満の項中

「 5 センチメートル 5 センチメートル 」を「 5 センチメートル 10 センチメートル 」に改める。

第 3 章の章名中「締結手続き等」を「締結手続等」に改める。

第 4 章の章名中「手続き」を「手続」に改める。

第41条第 1 項後段中「宅地造成」を「宅地造成等」に、「各工区ごと」を「工区ごと」に改める。

第43条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

別表第 1 条例第 2 条第 2 号カに規定する宅地造成等の項中「規定する宅地造成」を「規定する宅地造成等」に、「宅地の」を「土地の」に改め、同項の次に次のように加える。

|                                      |                                                                      |                                                         |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 条例第 2 条第 2 号<br>キに規定<br>する墓地<br>等の設置 | ・位置図                                                                 | 方位、道路及び目標となる地物                                          |
|                                      | ・現況図<br>・土地利用計画図<br>・造成計画平面図<br>・造成計画断面図<br>・排水施設計画平面図<br>・給水施設計画平面図 | 都市計画法施行規則第16条第 4 項の表図面の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表明示すべき事項欄に掲げる事項 |
|                                      | ・緑化計画平面図<br>・緑化計算書                                                   |                                                         |

別表第 1 条例第 2 条第 4 号に規定する墓地等の設置の項を削り、同表条例第 2 条第 5 号に規定する資材置場の設置の項中「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 4 号」に改め、同表条例第 2 条第 6 号に規定する工場跡地における土地利用行為の項中「第 2 条第 6 号」を「第 2 条第 5 号」に改め、同表条例第 2 条第 7 号に規定する埋立行為の項中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 6 号」に改める。

別表第 2 協議の項目の項の次に次のように加える。

|                      |                                        |
|----------------------|----------------------------------------|
| 条例第13条に規定する景観創出に係る協議 | ・位置図<br>・配置図<br>・ 2 面以上の立面図（高さを表示したもの） |
|----------------------|----------------------------------------|

別表第 2 条例第26条に規定する都市景観創出の措置に係る協議の項中「立面図」の次に「（高さを表示したもの）」を加え、同表条例第29条に規定する宅地造成の基準に係る協議の項中「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

第19号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第19号様式の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

横須賀市規則第58号

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則（平成14年横須賀市規則第82号）の一部を次のように改正する。

題名中「手続き」を「手続」に改める。

目次中「手続き」を「手続」に改める。

第 1 条中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に改める。

第 1 条の 2 第 2 項第 1 号の表条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する行為（開発行為）の項中「第 2 条第 1 項第 1 号」の次に「及び第 8 号」を、「開発行為」の次に「・墓地等の設置」を加え、「・排水施設計画平面図」を「・排水施設計画平面図・土砂搬出入経路図」に改め、同表条例第 2 条第 1 項第 7 号に規定する行為（宅地造成）の項中「宅地造成」を「宅地造成等」に、

「・位置図  
・現況図  
・宅地の平面図及び断面図  
・排水施設の平面図  
・公図の写し又は複合図で近隣住民の該当地を含むもの」

「・位置図  
・地形図  
・土地の平面図及び断面図  
・排水施設の平面図（土石の堆積を除く。）  
・土砂搬出入経路図  
・公図の写し又は複合図で近隣住民の該当地を含むもの」

に改める。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(8) 条例第 2 条第 1 項第 8 号に規定する特定建築等行為 別表第 8 に規定する項目

第 2 章の章名中「手続き」を「手続」に改める。

第10条第 2 項第 1 号の表条例第 2 条第 1 項第 7 号に規定する宅地造成の項中「規定する宅地造成」を「規定する宅地造成等」に、「宅地の」を「土地の」に改め、「・排水施設の平面図」の次に「（土石の堆積を除く。）」を加え、同表に次のように加える。

|                              |                                                                      |                                                         |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 条例第 2 条第 1 項第 8 号に規定する墓地等の設置 | ・位置図                                                                 | 方位、道路及び目標となる地物                                          |
|                              | ・現況図<br>・土地利用計画図<br>・造成計画平面図<br>・造成計画断面図<br>・排水施設計画平面図<br>・給水施設計画平面図 | 都市計画法施行規則第16条第 4 項の表図面の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表明示すべき事項欄に掲げる事項 |

条例第17条後段中「宅地造成」を「宅地造成等」に、「各工区ごと」を「工区ごと」に改める。

第18条の見出し及び第27条第 2 項中「手続き」を「手続」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「手続き」を「手続」に改め、同表の 2 の項中「開発者」を「申請者」に改め、同表中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、10 の項を 9 の項とする。

別表第 2 から別表第 6 までの規定中「手続き」を「手続」に改める。

別表第 7 表以外の部分中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同表の 1 の項中「手続き」を「手続」に改め、同表の 2 の項中「造成主」を「工事主」に改め、同表の 3 の項中「宅地造成」を「行為」に、「宅地の」を「土地の」に改め、同表の 4 の項中「宅地造成」を「行為」に改め、同表の 6 の項中「宅地造成予定地」を「行為予定地」に改め、同表の 7 の項を次のように改める。

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 7 行為の概要   |                            |
| (1) 行為の種類 | ・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積         |
| (2) 行為計画  | ・切土、盛土及びがけの高さ並びにがけ面及び法面の措置 |

別表第 7 の次に次の 1 表を加える。

別表第 8（第 4 条関係）  
墓地等の設置に係る説明

| 住民への説明項目                                     | 説明すべき内容                                                                                     |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例のしくみ説明、説明報告書、要望書等 | ・説明の位置付け<br>・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容<br>・要望書及び再要望書の提出方法及び公開<br>・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開 |
| 2 関係者の紹介                                     |                                                                                             |
| 工事主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介                      | ・住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）                                                      |
| 3 墓地等の予定地に<br>関する事項                          |                                                                                             |
| (1) 設置の場所                                    | ・区域の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置                                                               |
| (2) 敷地の規模等                                   | ・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離                                                                |
| (3) 駐車施設                                     | ・駐車台数及び出入口の位置                                                                               |
| 4 墓地等の予定地の<br>対象法令等                          |                                                                                             |
| (1) 都市計画法の地域地区等                              | ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無                                                                         |
| (2) その他                                      | ・宅地造成等工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無                                                   |
| 5 予定建築物の概要<br>（予定建築物がある場合）                   |                                                                                             |
| (1) 用途等                                      | ・予定建築物の用途                                                                                   |
| (2) 規模及び階数                                   | ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数                                                                     |
| (3) 構造及び基礎の構造                                | ・建築物の構造の種類及び基礎の種類                                                                           |
| 6 墓地等予定地の土地<br>利用の概要                         |                                                                                             |
| 公共施設                                         | ・道路計画、下水道の処理方法及び排水経路                                                                        |
| 7 造成の概要                                      |                                                                                             |
| 造成計画                                         | ・切土、盛土及びがけの高さ並びにがけ面及び法面の位置                                                                  |
| 8 工事の施行に関する<br>事項                            |                                                                                             |
| (1) 工期、休日及び作業時間                              | ・工事期間又は総工事日数、休日及び休業日の作業時間帯                                                                  |
| (2) 工事車両の運行                                  | ・残土等の搬出先、車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1 日の車両台数及び期間                                     |
| (3) 安全対策                                     | ・仮囲い、仮設計画、防塵、雨水対策及び交通整理員の配置                                                                 |
| (4) 家屋調査                                     | ・調査の内容及び措置                                                                                  |
| (5) 緊急時連絡体制                                  | ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者                                                                            |
| 9 その他                                        | ・工事協定書の締結<br>・地位承継がある場合の説明事項の順守                                                             |

第 1 号様式（表）中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に改める。

第 1 号様式（裏）中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、「がけ地建築物」の次に「・墓地等」を加える。

第 2 号様式、第 3 号様式（第 1 面）及び第 4 号様式から第 6 号様式（第 1 面）までの規定中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に改める。

第 6 号様式（第 6 面）中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、「がけ地建築物」の次に「・墓地等」を加える。

第 7 号様式（第 1 面）、第 8 号様式（第 1 面）、第 9 号様式から第 11 号様式までの規定及び第 13 号様式（表）中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に改める。

第 13 号様式（裏）中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、「がけ地建築物」の次に「・墓地等」を加える。

第 14 号様式から第 17 号様式（第 1 面）までの規定及び第 18 号様式から第 25 号様式までの規定中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に改める。

第 26 号様式中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 27 号様式、第 29 号様式から第 31 号様式までの規定、第 33 号様式、第 36 号様式、第 39 号様式から第 41 号様式までの規定、第 43 号様式、第 46 号様式及び第 48 号様式中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」を「特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 26 号様式の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

横須賀市規則第59号

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
（横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則（平成30年横須賀市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第12号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。  
（横須賀市景観条例施行規則の一部改正）

第 2 条 横須賀市景観条例施行規則（平成16年横須賀市規則第 52号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（勧告及び命令の手続）」に改める。  
第23号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

横須賀市規則第60号

都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則  
都市計画法等施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。  
目次中「手続き」を「手続」に改める。  
第 2 章の章名を次のように改める。  
第 2 条 都市計画決定等の手続

第 2 条の 9 の見出しを「（土地の区画の変更に当たらない行為）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「開発許可等の基準及び手続きに関する条例（平成17年横須賀市条例第49号。以下「開発許可条例」という。）」を「開発許可条例」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 次のいずれかの行為で、新たに公共施設の整備及び30センチメートルを超える切土、盛土等の造成工事を伴わないもの。ただし、一戸建て住宅の建築を目的に敷地を分割する場合においては、分割後の敷地面積が開発許可条例第12条の規定に適合するものに限る。

ア 市街化区域内の従来の敷地（整備済団地を除く。）及び工場立地法（昭和34年法律第24号）第 3 条第 1 項の工場立地調査簿に記載された地区の区域内で、土地を分割し、又は統合する行為

イ 市街化調整区域内の地区計画又は集落地区計画の区域（地域整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で土地を分割し、又は統合する行為

ウ 市街化調整区域内の旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第 160 号）第12条第 3 項の規定による工事の完了の公告に係る土地を統合する行為。ただし、専用住宅の建築を目的としたものに限る。

エ 市街化調整区域内の既存宅地（市長が別に定める基準に適合する宅地をいう。）の敷地を統合する行為。ただし、専用住宅の建築を目的としたものに限る。

第 2 条の 9 第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 市街化区域内の整備済団地で、土地を分割し、又は統合する行為で、新たに公共施設の整備を行わないもの。ただし、一戸建て住宅の建築を目的に敷地を分割する場合においては、分割後の敷地面積が開発許可条例第12条の規定に適合するものに限る。

第 2 条の 9 第 1 項を同条第 2 項とし、同条第 1 項として次の 1 項を加える。

開発許可の基準及び手続に関する条例（平成17年横須賀市条例第49号。以下「開発許可条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する従来の敷地とは、次の各号に掲げる土地とする。

(1) 現に建築物が存する土地（一体的に利用されていることが明らかな土地を含み、仮設建築物又は違法建築物の存する敷地を除く。）

(2) 登記簿の地目が宅地又は境内地である土地。ただし、地目が宅地又は境内地に変更されてから 1 年経過していない土地を除く。

(3) 地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 341 条第 9 号に規定する固定資産課税台帳の地目が宅地又は境内地である土地。ただし、地目が宅地又は境内地として登録されてから 1 年経過していない土地を除く。

(4) 建築物の敷地の用に供していた土地で、当該建築物を売却した日から起算して 5 年を経過していないもの

(5) 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）第 1 条の規定による改正前の都市計画法第29条第 1 項第 4 号に規定する開発行為が完了した土地

(6) 建築物の敷地又は特定工作物の用地として造成された土地（緑地、未利用地等を除く。）で、次の各号に掲げるもの（以下「整備済団地」という。）

ア 法第36条第 3 項の規定による工事の完了の公告に係る土地

イ 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第 160 号）第12条第 3 項の規定による工事の完了の公告に係る土地

ウ 土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告に係る土地

エ 法第29条第 1 項第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに規定する開発行為が完了した土地

(7) 建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定が行われたときに、建築物の敷地の用に供することとされていた土地

第2条の9に次の1項を加える。

3 前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、区域内の最大傾斜角が30度を超える土地又は現用途等が異質な土地の分割又は統合する行為のうち、当該土地及び土地の地盤の安全性並びに当該行為が区域外の土地及び土地の地盤の安全性に与える影響が著しいものは、これらの規定から除くものとする。

第2条の10の見出しを「(土地の形の変更に当たらない行為)」に改める。

第2条の11を次のように改める。

(農地等宅地以外の土地)

第2条の11 開発許可条例第2条第3号に規定する農地等宅地以外の土地は、従来の敷地以外の土地をいう。

第2条の13中「新道路」を「新設道路」に改める。

第2条の14を次のように改める。

(一体的な土地利用行為とみなさない行為)

第2条の14 開発許可条例第2条の3に規定する規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 先行する行為が完了した日(次項各号に掲げる区分ごとに当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。)の翌日から起算して1年を経過した後に行う行為

(2) 先行する行為が開発許可条例第2条の3第4号に規定する行為で、当該先行する行為が完了した日の翌日から起算して1年以内に行う行為であって、次のいずれにも該当するもの

ア 先行する行為の区域と当該行為を行う区域を一の区域とみなしたときに、令第25条第2号又は第4号の規定に適合しないものであること。

イ 先行する行為により設置した道路を延伸することにより同一又は他の道路に接続させる行為

(3) 先行する行為の行為者(開発許可条例第2条の3各号に規定する交付、指定又は許可を受けた者、当該行為に係る土地の所有者、当該行為に係る設計者及び施行者並びに当該行為に関する手続について委任を受けた者(これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の代表者を含む。))をいう。以下この号において同じ。)ではない者が行う行為であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、先行する行為の区域と当該行為の区域が重複しない場合に限る。

ア 先行する行為が完了した日の翌日から起算して1年以内に行う行為

イ 先行する行為が完了した日以前から行う行為であって、次のいずれにも該当するもの

(ア) 先行する行為により設置した公共施設の延伸及び共用をしない行為

(イ) 当該行為に係る造成工事が先行する行為と独立している行為

2 前項における先行する行為が完了した日とは、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に規定する日とする。

(1) 先行する行為が開発許可条例第2条の3第1号に規定する行為である場合 当該行為に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付がされた日

(2) 先行する行為が開発許可条例第2条の3第2号に規定する行為である場合 当該行為に係る道路の位置の指定の公告がされた日

(3) 先行する行為が開発許可条例第2条の3第3号に規定する行為である場合 当該行為に係る宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第17条第2項の規定による検査済証の交付がされた日

(4) 先行する行為が開発許可条例第2条の3第4号に規定する行為である場合 当該行為に係る法第36条第3項の規定による公告がされた日

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、申請に係る開発行為が、主として自己の居住の用

に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)である場合は、第5号及び第6号に掲げる図書の添付を省略する。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、設計概要書(第8号様式)及び実測図に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要するものである場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第7条に規定する書類

第7条の2第2項ただし書を削り、同項第6号から第8号までを削り、同項第9号を同項第6号とし、同項第10号を同項第7号とする。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 条例等に基づく手続

第27条の見出しを「(取下届)」に改め、同条中「取止届及び」を削る。

第7号様式中

|                      |   |
|----------------------|---|
| 都市計画法施行規則第19条に該当する資格 | を |
|----------------------|---|

  

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 都市計画法施行規則第19条に該当する資格                           | に、 |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条に該当する資格の内容                |    |
| 上記のうち第5号に該当する資格の内容                             |    |
| 宅地造成等に関する工事の許可の基準及び手続に関する条例第4条第1項第3号に該当する資格の内容 |    |

「実務経験及び設計経歴(宅地開発に関する経歴に限る。))を証明する書類」を「実務経験及び設計経歴(都市計画法施行規則第19条に該当する資格に関する申告においては宅地開発に関する経歴に限る。その他の申告においては土木又は建築に関する経歴に限る。))を証明する書類」に改める。

第9号様式(第1面)を第9号様式とし、第9号様式(第2面)を削る。

第27号様式中「取止(取下)届」を「取下届」に、「取止め(取下げ)の理由」を「取下げの理由」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

~~~~~

横須賀市規則第61号

市街地における適正な土地の高度利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月26日

横須賀市長 上 地 克 明

市街地における適正な土地の高度利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市街地における適正な土地の高度利用に関する条例施行規則(平成19年横須賀市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分及び同条第 2 号中「総合設計等」の次に「（マンション建替型総合設計及び長期優良住宅型総合設計を除く。）」を加える。  
附 則  
この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第92号  
本市監査委員関澤敏行及び高橋英昭は、令和 7 年 5 月12日に退職しました。  
令和 7 年 5 月26日  
横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第93号  
本市議会の同意を得て、令和 7 年 5 月13日本市監査委員に次の者を選任しました。  
令和 7 年 5 月26日  
横須賀市長 上 地 克 明  
市議会議員 南 將 美  
同 加 藤 裕 介

横須賀市告示第94号  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。  
令和 7 年 5 月26日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称          | 事業所の所在地                          | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                       |
|-------------------|-----------------|----------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年<br>5 月 1 日 | 花の里ヘルパーステーション   | 横須賀市追浜東町 3 丁目 65 番地 A 棟          | 訪問介護    | 横須賀市追浜本町 2 丁目 14 番地<br>株式会社メディカルビュー湘南<br>代表取締役 小 吹 優            |
| 同                 | 子どもと若者の訪問看護     | 横須賀市船越町 1 丁目 52 番地 4             | 訪問看護    | 鎌倉市御成町 3 - 10 鎌万ビル 2 階 A 号室<br>特定非営利活動法人プラットフォーム<br>理事長 北 川 幸 子 |
| 同                 | アークワン訪問看護ステーション | 横須賀市根岸町 3 丁目 11 番 4 号 N S ビル 1 階 | 訪問看護    | 横須賀市吉井一丁目 2 番 4 号<br>株式会社 A R C<br>代表取締役 加 藤 優                  |

横須賀市告示第95号  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。  
令和 7 年 5 月26日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称           | 事業所の所在地                      | サービスの種類   | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                       |
|-------------------|------------------|------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年<br>5 月 1 日 | デイサービス ふる里みはる    | 横須賀市三春町 4 丁目 52 番地 2         | 地域密着型通所介護 | 横須賀市池上四丁目 17 番 21 号<br>株式会社ふる里<br>代表取締役 古 田 隆 浩                 |
| 同                 | 通所介護事業所ありがとう 芦名店 | 横須賀市芦名 2 丁目 26 番 1 号丸本ビル 1 F | 地域密着型通所介護 | 横浜市中区不老町一丁目 6 番地 10 苗場ビル 3 F - A<br>アールウィズ株式会社<br>代表取締役 有 光 龍 也 |

横須賀市告示第96号  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第53条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定しました。  
令和 7 年 5 月26日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称          | 事業所の所在地                          | サービスの種類  | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                       |
|-------------------|-----------------|----------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年<br>5 月 1 日 | 子どもと若者の訪問看護     | 横須賀市船越町 1 丁目 52 番地 4             | 介護予防訪問看護 | 鎌倉市御成町 3 - 10 鎌万ビル 2 階 A 号室<br>特定非営利活動法人プラットフォーム<br>理事長 北 川 幸 子 |
| 同                 | アークワン訪問看護ステーション | 横須賀市根岸町 3 丁目 11 番 4 号 N S ビル 1 階 | 介護予防訪問看護 | 横須賀市吉井一丁目 2 番 4 号<br>株式会社 A R C<br>代表取締役 加 藤 優                  |

横須賀市告示第97号  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出がありました。  
令和 7 年 5 月26日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日            | 事業所の名称   | 事業所の所在地               | サービスの種類 | 届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                     |
|------------------|----------|-----------------------|---------|-----------------------------------------------|
| 令和 7 年<br>4 月30日 | 介護センター鈴鈴 | 横須賀市平作 5 丁目10番<br>16号 | 居宅介護支援  | 横須賀市平作五丁目10番16号<br>N P O法人アイワン<br>理事長 津 田 利 美 |

横須賀市告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。  
令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称                          | 事業所の所在地                       | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                       |
|-------------------|---------------------------------|-------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年<br>5 月 1 日 | 生活介護 麦                          | 横須賀市金谷 2 丁目 2 番<br>1 号        | 生活介護    | 横須賀市西浦賀三丁目27番 4 号<br>株式会社リレア<br>代表取締役 白 井 佳代子                   |
| 同                 | 通所介護事業所あり<br>がとう 芦名店            | 横須賀市芦名 2 丁目26番<br>1 号丸本ビル 1 F | 生活介護    | 横浜市中区不老町一丁目 6 番地10苗<br>場ビル 3 F－A<br>アールウィズ株式会社<br>代表取締役 有 光 龍 也 |
| 同                 | B l u e S k y<br>衣笠 ショートステ<br>イ | 横須賀市小矢部 1 丁目21<br>番 2 号       | 短期入所    | 横浜市中区桜木町一丁目 101 番地 1<br>クロスゲート 7 階<br>株式会社青空横浜<br>代表取締役 筑 前 延 幸 |

横須賀市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 地縁団体の名称  | 区 域                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                    |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 変 更 前                                                                                                                                                     | 変 更 後                                                                                                                                                                              |
| 湘南港が丘自治会 | 船越町 1 丁目24番地<br>2 及び24番地15から<br>24番地17まで、船越<br>町 2 丁目31番地、港<br>が丘 1 丁目、港が丘<br>2 丁目並びに田浦町<br>6 丁目25番地 7、25<br>番地29、25番地30、<br>36番地 8、36番地10<br>及び36番地11の区域 | 船越町 1 丁目24番地<br>2 及び24番地15から<br>24番地17まで、船越<br>町 2 丁目31番地、港<br>が丘 1 丁目、港が丘<br>2 丁目並びに田浦町<br>6 丁目25番地 7、25<br>番地29、25番地30、<br>36番地 8、36番地10、<br>36番地11及び36番地<br>13から36番地15まで<br>の区域 |

横須賀市告示第 100 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 地縁団体の名称                     | 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所                  |                                     |
|-----------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
|                             | 変 更 前                                | 変 更 後                               |
| ライフアソート<br>横須賀サンサタ<br>ウン自治会 | 阪 本 健 一<br>横須賀市森崎 3 丁目<br>15番12－ 7 号 | 桐 生 直 哉<br>横須賀市森崎 3 丁目<br>15番 4－10号 |
| 湘南大津の丘自治会                   | 小 野 修<br>横須賀市池田町 1 丁<br>目30番16号      | 市 川 寛 子<br>横須賀市池田町 1 丁<br>目26番 7 号  |

|           |                                   |                                    |
|-----------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 東浦賀和光台自治会 | 佐 川 展 裕<br>横須賀市東浦賀 2 丁<br>目31番12号 | 松 本 國 利<br>横須賀市東浦賀 2 丁<br>目34番 4 号 |
| 山科台自治会    | 石 原 弘 嗣<br>横須賀市山科台38番<br>3 号      | 徳 増 勲<br>横須賀市山科台11番<br>14号         |

横須賀市告示第 101 号

健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）第 4 条第 4 項の規定により、令和 4 年横須賀市告示第57号（健康増進センターの利用料金の額の承認について）に係る健康増進センターの利用料金について、令和 7 年 6 月 1 日から同月30日までの間の利用料金に限り次のとおり変更することを承認しました。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

- 利用料金を承認した施設  
健康増進センター条例第 2 条に掲げる施設（健康増進部門に限る。）
- 対象者  
令和 7 年 4 月 1 日から同月30日までの間に健康増進センターの利用に係る新規登録を行った者及び当該新規登録を行った者を紹介した者であって、割引券を持参したもの（中学生以下の者は除く。）
- 利用料金の額  
利用 1 回に限り、500 円

横須賀市告示第 102 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

- 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等の名称又は種類 | 広告物等の数量 | 広告物等が放置されていた場所 | 除 却<br>年月日 | 保 管<br>期 間 |
|-------------|---------|----------------|------------|------------|
|-------------|---------|----------------|------------|------------|

|      |   |                      |                           |                    |
|------|---|----------------------|---------------------------|--------------------|
| はり札等 | 2 | 不入斗町 3 丁目及び秋谷 1 丁目地内 | 令和 7 年 4 月 1 日から同月 30 日まで | 告示の日の翌日から起算して 2 週間 |
| 立看板等 | 1 | 大矢部 5 丁目地内           |                           |                    |

- 2 保管場所  
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 3 返還を受ける方法  
(1) 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

- (2) 持参するもの  
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課

~~~~~

**横須賀市告示第 103 号**  
自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。  
令和 7 年 5 月26日  
横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日               | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                                                              | 保 管 場 所                         |
|-------------------------|-------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|                         | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動二輪車 |                                                                                                             |                                 |
| 令和 7 年 4 月 1 日から同月30日まで | 台<br>92     | 台<br>1           | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                             | 浦郷町自転車等保管所<br>横須賀市浦郷町 3 丁目48番地  |
| 同                       | 2           | 0                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                           | 同                               |
| 同                       | 1           | 0                | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                            | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                       | 7           | 0                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                             | 同                               |
| 同                       | 20          | 2                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                          | 同                               |
| 同                       | 1           | 0                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                            | 同                               |
| 同                       | 6           | 1                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                             | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同                       | 3           | 2                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                           | 同                               |
| 同                       | 11          | 2                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                            | 同                               |
| 同                       | 1           | 1                | Y R P 野比駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                       | 同                               |
| 同                       | 1           | 0                | 京急長沢駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                           | 同                               |
| 同                       | 0           | 0                | 鷹取 2 丁目、大滝町 1 丁目、若松町 3 丁目、日の出町 2 丁目、米が浜通 1 丁目、三春町 4 丁目、公郷町 5 丁目、金谷 1 丁目、平作 1 丁目・ 7 丁目、吉井 3 丁目、太田和 1 丁目地内の道路 | 同                               |

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法  
(1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用  
自転車 1 台につき 2,500円  
原動機付自転車及び普通自動 2 輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市建設部建設総務課

~~~~~

**横須賀市告示第 104 号**  
国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり地籍調査を実施します。  
令和 7 年 5 月26日  
横須賀市長 上 地 克 明

1 事業計画が定められた年月日  
令和 7 年 4 月30日

2 調査を実施する者の名称

- 横須賀市
- 3 調査地域
- 佐島 1 丁目・2 丁目の各一部
- 4 調査期間
- 令和 7 年 5 月26日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第 105 号

平成 6 年横須賀市告示第44号（港湾施設の概要について）の一部を次のように改正します。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

第 7 項の表係船浮標（N－10）の項及び係船浮標（N－12）の項を削る。

第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項から第18項までを 1 項ずつ繰り上げる。

公 告

横須賀市公告第97号 (令和 7 年 5 月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 5 月13日

| 横須賀市長 上 地 克 明 |            |                                |
|---------------|------------|--------------------------------|
| 年 度           | 科 目        | 備 考                            |
| 令和 6 年度       | 介護保険料納入通知書 | 4 月分の納期限は、令和 7 年 6 月 2 日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第98号 (令和 7 年 5 月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 5 月13日

| 横須賀市長 上 地 克 明 |           |       |               |
|---------------|-----------|-------|---------------|
| 年 度           | 種 別       | 月 別   | 発付年月日         |
| 令和 6 年度       | 介 護 保 険 料 | 1 月 分 | 令和 7 年 2 月28日 |
|               |           | 2 月 分 | 令和 7 年 3 月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第99号 (令和 7 年 5 月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 5 月13日

| 横須賀市長 上 地 克 明 |              |                                         |
|---------------|--------------|-----------------------------------------|
| 年 度           | 科 目          | 備 考                                     |
| 令和 6 年度       | 国民健康保険料決定通知書 | 12月分から 3 月分までの納期限は、令和 7 年 6 月 2 日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 100 号 (令和 7 年 5 月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 5 月13日

| 横須賀市長 上 地 克 明 |              |     |
|---------------|--------------|-----|
| 年 度           | 科 目          | 備 考 |
| 令和 6 年度       | 国民健康保険料変更通知書 | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第 101 号 (令和 7 年 5 月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 5 月13日

| 横須賀市長 上 地 克 明 |         |        |               |
|---------------|---------|--------|---------------|
| 年 度           | 種 別     | 月 別    | 発付年月日         |
| 令和 6 年度       | 国民健康保険料 | 10 月 分 | 令和 6 年11月29日  |
|               |         | 11 月 分 | 令和 6 年12月27日  |
|               |         | 12 月 分 | 令和 7 年 1 月31日 |
|               |         | 1 月 分  | 令和 7 年 2 月28日 |
|               |         | 2 月 分  | 令和 7 年 3 月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 102 号 (令和 7 年 5 月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 5 月13日

| 横須賀市長 上 地 克 明 |            |       |               |
|---------------|------------|-------|---------------|
| 年 度           | 種 別        | 月 別   | 発付年月日         |
| 令和 6 年度       | 後期高齢者医療保険料 | 1 月 分 | 令和 7 年 2 月28日 |
|               |            | 2 月 分 | 令和 7 年 3 月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 103 号 (令和 7 年 5 月13日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から 2 週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和 7 年 5 月13日

| 横須賀市長 上 地 克 明         |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称 | 都市計画の変更を行おうとする土地の区域 |

|                    |                                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横須賀都市計画用途地域        | 東逸見町 3 丁目、衣笠町、大矢部 4 丁目から 6 丁目まで、浦賀 4 丁目及び 7 丁目、東浦賀 2 丁目、西浦賀 1 丁目、岩戸 5 丁目、久村並びに太田和 1 丁目地内 |
| 横須賀都市計画高度地区        | 東逸見町 3 丁目、衣笠町、大矢部 4 丁目から 6 丁目まで、浦賀 4 丁目及び 7 丁目、東浦賀 2 丁目並びに西浦賀 1 丁目地内                     |
| 横須賀都市計画防火地域及び準防火地域 | 東逸見町 3 丁目、衣笠町、大矢部 4 丁目から 6 丁目まで、浦賀 7 丁目及び西浦賀 1 丁目地内                                      |
| 横須賀都市計画生産緑地地区      | 久村字前田及び野比 3 丁目地内                                                                         |
|                    | 追浜本町 2 丁目、浦郷町 5 丁目、田浦港町、                                                                 |

|            |                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横須賀都市計画下水道 | 東逸見町 3 丁目、汐入町 1 丁目、日の出町 2 丁目及び 3 丁目、公郷町 1 丁目、衣笠町、大矢部 4 丁目から 6 丁目まで、根岸町 3 丁目、馬堀海岸 1 丁目、走水 1 丁目及び 2 丁目、浦賀 4 丁目及び 7 丁目、東浦賀 2 丁目、西浦賀 1 丁目、久比里 1 丁目、舟倉 1 丁目、内川 2 丁目、岩戸 5 丁目、久村、神明町、津久井 2 丁目、長井 1 丁目並びに林 2 丁目地内並びに鴨居 2 丁目地先 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

横須賀市公告第 104 号 (令和 7 年 5 月 13 日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 13 日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号    | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号     | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称  | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名                   |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------|
| 令和 6 年10月22日<br>令 6 開第 7 号  | 令和 7 年 5 月 1 日<br>令 7 第 2 号 | 横須賀市長井 3 丁目2627番ほか 1 筆          | 東京都西東京市東伏見三丁目 6 番 19号<br>タクトホーム株式会社<br>代表取締役 小 寺 一 裕 |
| 令和 2 年 6 月15日<br>令 2 開第 2 号 | 令和 7 年 5 月 2 日<br>令 7 第 3 号 | 横須賀市平作 5 丁目1716番 1 ほか 12筆（1 工区） | 横須賀市平作 5 丁目19番 4 号<br>鈴 木 ユ ク                        |

横須賀市公告第 105 号

憩いの家条例（昭和50年横須賀市条例第20号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和 7 年 5 月 26 日

- 横須賀市長 上 地 克 明
- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- | 名 称       | 所 在 地             |
|-----------|-------------------|
| 横須賀市立憩いの家 | 横須賀市公郷町 6 丁目 1 番地 |
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- 老人憩いの家条例等の一部を改正する条例（令和 7 年横須賀市条例第20号）第 2 条の規定による改正後の憩いの家条例第 4 条、第 8 条及び第 9 条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
- 法人その他の団体
- 4 指定期間
- 令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで
- 5 申請方法
- (1) 申請書の配布場所及び申請場所
- ア 申請書の配布場所
- 横須賀市のホームページに掲載
- <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
- イ 申請場所
- 横須賀市民生局地域支援部地域コミュニティ支援課
- (2) 提出書類
- ア 申請書
- イ 事業計画書
- ウ 憩いの家条例施行規則（昭和50年横須賀市規則第22号）第 2 条第 2 項に規定する図書等
- (3) 申請期間
- 令和 7 年 7 月25日から同月31日までの午前 9 時から午後

- 零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (4) 説明会の日時及び場所
- ア 日時 令和 7 年 6 月30日午後 2 時
- イ 場所 横須賀市民生局地域支援部会議室
- (5) 提出方法
- 持参
- (6) 問い合わせ先
- 横須賀市民生局地域支援部地域コミュニティ支援課
- 詳細は、横須賀市のホームページに掲載
- <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 106 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から 2 週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和 7 年 5 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

| 都市計画の種類及び名称                | 都市計画を変更する土地の区域                               |
|----------------------------|----------------------------------------------|
| 横須賀都市計画地区計画<br>湘南国際村地区地区計画 | 湘南国際村 1 丁目、湘南国際村 2 丁目、湘南国際村 3 丁目、子安及び秋谷字関渡地内 |

横須賀市公告第 107 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 2 項の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和 7 年 5 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日            | 道路廃止地名地番                                         | 地 目 | 幅 員          | 延 長           | 申請者の住所及び氏名                     |
|------------------|--------------------------------------------------|-----|--------------|---------------|--------------------------------|
| 令和 7 年<br>4 月30日 | 横須賀市小矢部 3 丁目<br>1129番 1210番 8 同地<br>先市道1506号の各一部 | 宅 地 | メートル<br>4.00 | メートル<br>13.03 | 横須賀市小矢部 3 丁目 6 番27号<br>高 橋 秀 夫 |

横須賀市公告第 108 号

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名 称     | 所 在 地           |
|---------|-----------------|
| くりはま花の国 | 横須賀市神明町 1 番 1   |
| ベリー公園   | 横須賀市久里浜 7 丁目14番 |

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
都市公園条例第 4 条、第12条及び別表第 2 に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 配布場所

横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

イ 申請場所

横須賀市建設部公園管理課

(2) 提出書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）第 2 条第 2 項に規定する図書等

(3) 申請期間

令和 7 年 8 月 6 日から同月 7 日までの午前 9 時から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 8 日午後 2 時

イ 場所 横須賀市役所 2 号館 4 階建設部会議室

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市建設部公園管理課

詳細は、横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

## 上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第26号

水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新しました。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地            | 更新された指定の有効期間                      |
|------|------------|---------|------------------|-----------------------------------|
| 569  | 株式会社 Y R A | 上 地 康 博 | 横須賀市安浦町二丁目23番地 5 | 令和 7 年 5 月15日から<br>令和12年 5 月14日まで |

横須賀市上下水道局告示第27号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名   | 代 表 者 名 | 所 在 地             | 届出年月日         |
|------|--------------|---------|-------------------|---------------|
| 112  | 有限会社横須賀リフォーム | 宇田川 信 和 | 横須賀市長井一丁目19番13号   | 令和 7 年 4 月21日 |
| 615  | 有限会社ソムリエホーム  | 武 藤 勢 司 | 三浦郡葉山町長柄 984 番地11 | 令和 7 年 4 月30日 |

## 議 会 規 則

横須賀市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月26日

横須賀市議会議長 加 藤 眞 道

横須賀市議会傍聴規則の一部を改正する規則

横須賀市議会傍聴規則（平成14年12月20日制定）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 前項の代表者又は責任者は、団体傍聴券の交付を受けるに当たり、本会議場会議等を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を提出しなければならない。

第10条第 1 号を次のように改める。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

第10条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条

第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第10条に次の 2 項を加える。

2 議長、委員長又は会長（以下「議長等」という。）は、必要と認めるときは、会議等を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長等は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第12条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 静粛にすること。

(2) 拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

第12条第 4 号を削り、同条第 5 号中「飲食」の次に「（体調管理のための水分補給を除く。）」を加え、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号本文中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同号ただし書中「議長、委員長又は会長」を「議長等」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9

号を第 8 号とする。  
第13条中「すべて」を「全て」に改める。  
第14条中「議長、委員長又は会長」を「議長等」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 5 号 (令和 7 年 5 月 7 日  
掲 示 済)  
令和 8 年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及  
び選抜要綱について、次のとおり定めました。  
令和 7 年 5 月 7 日  
横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡  
(次のとおりは略)

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第 6 号 (令和 7 年 5 月 19 日  
掲 示 済)  
公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第22条第 1 項の規定に  
よる選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月  
の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日と  
し、次のとおりとする。  
令和 7 年 5 月 19 日  
横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫  
登録を行う日 令和 7 年 6 月 2 日

~~~~~  
横須賀市選挙管理委員会告示第 7 号 (令和 7 年 5 月 19 日  
掲 示 済)  
横須賀市長の任期が令和 7 年 7 月 9 日に満了することに伴い、  
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規  
定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期し  
ます。  
令和 7 年 5 月 19 日  
横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫  
登録の移替えを延期する期間  
令和 7 年 5 月 27 日から横須賀市長選挙の期日まで  
~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第 8 号  
公職選挙法令執行規程（昭和30年横須賀市選挙管理委員会告  
示第25号）の一部を次のように改正する。  
令和 7 年 5 月 26 日  
横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫  
第 3 号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
附 則  
この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

正 誤

令和 7 年 4 月 25 日付け横須賀市報第1910号 15498 ページ横須  
賀市告示第85号中「横横須賀市立総合医療センター」は「イオ  
ン薬局イオンスタイル横須賀」の、「横須賀市新明町 1 番地 8」  
は「横須賀市本町 2 丁目 1 番地12」のいずれも誤り